

教育・保育施設をご利用の皆様へ

子ども生活部保育・幼稚園課

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの  
見直しに伴う保育所等の対応について

日頃から当市の保育事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5月8日から5類感染症に見直しされることに伴う、保育所等の対応は以下のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症により欠席された場合においても、利用者負担額（保育料）の納付は必要となります。

1 園児の新型コロナウイルス感染症陽性が確認された場合の対応について

登園が可能となる目安は、「発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」です。この間の保育所等への登園はお控えいただき、集団保育が可能かどうか医師に確認してから登園してください。

2 欠席の扱いについて

登園にあたって新型コロナウイルス感染症への不安等があり登園を自粛された場合は、長期欠席による退園とはいたしません。

※長期欠席とは

自己都合により1日も登園しない月がある場合、または登園日数が著しく少ない月が2か月以上続いた場合

【問合せ先】

子ども生活部保育・幼稚園課

電話：042-724-2137（支援係）

042-724-2138（管理係）